

岩手県監査委員告示第22号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

岩手県監査委員 岩 淵 誠  
岩手県監査委員 佐々木 茂 光  
岩手県監査委員 五 味 克 仁  
岩手県監査委員 中 野 玲 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立産業技術短期大学校水沢校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年12月8日から令和4年1月7日まで

イ 本監査実施日 令和4年1月27日

（3） 監査結果の公表の日 令和4年3月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の徴収に当たり、通知した納期限が不適当なものが8件、747,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	授業料の一部免除の決定を受けた者の授業料の納付期限について、適用する規則に誤りがあったものである。 今後は、調定の起票時に関係例規の写しを添付し、複数の職員で確認することとし、再発防止に努める。

2（1） 監査対象機関名 岩手県林業技術センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和4年1月12日

イ 本監査実施日 令和4年2月17日

（3） 監査結果の公表の日 令和4年3月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
請負契約の執行に当たり、契約内容が不明確なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	請負契約書作成にあたっては、添付する書類を複数人で確認を行い、再発防止に努める。

3（1） 監査対象機関名 岩手県立農業大学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和3年11月25日

イ 本監査実施日 令和4年2月9日

（3） 監査結果の公表の日 令和4年3月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
収入支出事務や物品管理事務等の執行に当たり、不適切な事務処理が連続して発生しており内部牽制機能が十分に働いていない状況にあることから、組織的なチェック体制を構築し、適正な事務の執行に努められたい。	組織的なチェック機能を構築するため、副校長及び教育部長による毎月の執行状況確認、相互チェック体制の強化、職員会議による情報共有及び注意喚起、全職員を対象とした会計事務研修を実施し、内部牽制機能が十分に機能するよう努める。